



カーギルサプライヤーおよび
製造委託先要件マニュアル

バージョン 3.0

2018年6月1日発効

サプライヤーおよび製造委託先の皆様へ

カーギルは、正しい行動をとることが長期的な成功の礎を築くという信念の下で活動しています。この文化は、カーギルが世界中でビジネスを遂行するための倫理および法令順守規範の基礎として機能するカーギルの基本理念に基づいています。カーギルは、グローバルな人間および動物用食品システムを支えるサプライチェーンは安全かつ高品質で、法令を順守しなければならないと考えています。

カーギルは、食品が農場で生産されてから食卓にのぼるまで、世界中の多数の食品サプライチェーンに関わっており、健康的で栄養のある製品とサービスの提供に取り組んでいます。カーギルは取り扱い製品の安全性と規制への準拠を確保できる製品開発、購買、サプライチェーン、輸送、保管、生産、製造、および配送の各システムとサプライヤーのみを採用します。カーギルのビジネス、従業員、サプライヤー、および製造委託先はすべて、安全な製品を製造し、適用法令およびカーギルの要件を順守する責任を負います。安全かつ高品質で規制に準拠した製品をカーギルの顧客と消費者に確実にお届けすることは、カーギルのサプライチェーンパートナーの皆様の共同責任です。

皆様方と相互の努力を通じて、カーギルはこれからも食品安全管理のリスクを軽減して品質のリスクを低減してひとと動物の安全を守るために尽力していきます。カーギル、カーギルの顧客、および地域社会の繁栄に寄与する安全かつ持続可能で責任あるサプライチェーンを確立するには、皆様の力添えが不可欠です。皆様の継続的な尽力にカーギルを代表して感謝の意を表します。

敬具

Sean Leighton

フードセーフティ品質部門バイスプレジデント

Cargill, Incorporated

目次

はじめに.....	2
I. 原材料および食品接触包装のサプライヤー、食品等級の化学物質および加工助剤のサプライヤー、およびすべての製造委託先に対する要件:.....	3
II. FCC 準拠および/または技術等級の食品接触化学物質および加工助剤のサプライヤーに対する要件.....	9
III. サプライヤーおよび製造委託先の評価および資格認定（すべての製品タイプに適用）.....	12
IV. サプライヤーおよび製造委託先の継続的管理（すべての製品タイプに適用）.....	14

はじめに

カーギルは、世界各地で、食品、農産物、金融、工業製品およびサービスを提供しています。農家、生産者、サプライヤー、製造業者、顧客、小売業者、政府や地域社会とともに、当社が培った見識と 150 年にも及ぶ経験を活かし、人々の繁栄のお力添えをいたします。カーギルの 70 ヶ国 155,000 人のプロフェッショナルからなるチームは、世界の食品、農業、栄養、およびリスク管理に関する知識を結集させます。カーギルは、消費者が真に求めている製品の開発と、栄養、食品の安全性、および持続可能性の促進に継続的に取り組んでいます。カーギルは、パートナーの皆様が明日もまた世界を豊かにできるように、皆様による革新とリスク管理をお手伝いします。

カーギルは、当社の製品およびサービスの完全性を確保するため、グローバルな人間と動物用の食品/飼料の安全性、品質、規制への準拠プロセスおよび基準を確立しています。当社の顧客は、当社が運営するサプライチェーンから安全かつ高品質で法令を順守した製品が提供されることを期待しています。複雑なグローバルサプライチェーンを管理するには、当社のすべてのサプライヤーおよび製造委託先（SEM）の全面的な協力とサポートが必要です。成功を収めるには、当社の SEM がカーギルの基本理念に同調し、カーギルの食品の安全性、品質、および規制の要件を完全に順守して活動しなければなりません。

2011 年、カーギルは、サプライヤーおよび製造委託先の資格を認定する単一のグローバルアプローチを当社の多様なビジネスにわたって導入し始めました。このアプローチの主要目標は、カーギルが当社の要件を満たすサプライヤーのみを適格と認定できるようにすることと、当社の多様なビジネスにわたって共通の資格認定プロセスを活用できるようにすることでした。要件の根幹として、SEM には食品安全性管理システム（FSMS）の確立、文書化、導入、および保守が求められます。最も効果的な FSMS は、当社の製造施設の総合的なサプライチェーン管理活動に組み込まれた共通のフレームワーク内で確立、運用および更新されます。適切に機能する FSMS には、存在することが合理的に予想され、製造の安全性と健全性（通常は HACCP の原則によって管理されます）、双方向のコミュニケーション、システム管理、および効果的な前提条件プログラムの導入に影響を与える可能性がある施設内の危害要因に関する知識が含まれます。このようにしてカーギルは当社のアプローチを国際標準の [ISO 22000](#) に

合わせています。このアプローチにより、カーギルと当社の顧客は当社のサプライチェーンが安全で信頼できるという確信が得られます。

カーギルは、一部の加工助剤、接触化学物質、および接触包装が、カーギルが人間用または動物用食品/飼料の原材料と見なす物質と同じ法律、規制、およびグローバルな食品安全性基準に従っていないことを認識しています。ただし、その場合でもこれらのサプライヤーは、製造の純度を確保し、混入リスクを制御し、変更があった場合はその旨を当社に通知し、当社の仕様を満たすプロセスを導入することが求められます。カーギルは SEM と連携して食品と飼料の安全管理、品質、規制への準拠および継続的改善の分野でぜひ、ベストプラクティスを共有していきたいと考えています。

本マニュアルは、SEM の皆様のために作成されたもので、
(i) SEM に対するカーギルの食品/飼料の安全性、品質、および規制への準拠の要件（「カーギルの SEM 食品安全性要件」）および (ii) SEM に対するカーギルの食品の安全性、品質、および規制への準拠の資格認定および管理プロセス（「カーギルの SEM 資格認定および管理プロセス」）についての情報が記載されています。



1. 原材料および食品接触包装のサプライヤー、食品等級の化学物質および加工助剤のサプライヤー、およびすべての製造委託先に対する要件

カーギルの SEM 食品安全性要件には、(A) 法的小および規制上の要件、(B) 国際標準および HACCP 要件、(C) 適正製造基準 (GMP) 要件、(D) カーギルが特に定める要件の 4 つの基本要素があります。(E) カーギルの一般的な推奨事項もあります。



A. 法的小および規制上の要件

カーギルは、SEM に対し、独自の食品安全性および品質プログラムを確立して、該当するすべての法的小および規制上の要件に完全に準拠すること、およびかかる規制への準拠の証拠となる文書を提示できるようにしておくことを要求します。各 SEM は各々の責任でその事業活動と製品に関わる製造国と、サービスおよび製品の提供される仕向地の双方の法的小および規制上の要件を確認し、内容を理解し、順守する必要があります。カーギルが SEM に管轄外の特定地域の法規に準拠してもらうことを必要とする場合、カーギルはそれらの追加要件を通知します。カーギルは、SEM に業界の指針/基準を順守するよう要求する場合があります。

これには、SEM の製品および施設が以下の項目に関する法的小および規制上の要件を満たすようにすることなどが含まれます。

- 製品の登録
- ラベル付け
- 施設の操業許可
- 不適切な物質 (ダイオキシン、重金属など)
- バイオテクノロジー (遺伝子組み換え、発酵プロセスなど)
- ID の基準
- 主張 - 栄養/健康、自然、非 GMO など
- アレルゲン
- 動物福祉



- ・ 一般に安全と認められるもの
- ・ 放射線
- ・ 衛生、危害要因分析、適正製造基準
- ・ 移行量制限を証明する食品包装および関係文書
- ・ 製品の輸送
- ・ 以下の物質の使用：
 - 動物性タンパク質
 - 添加物（保存料、香料など）
 - 薬物
 - 半硬化油
 - 海産原料
 - GMO 原料
 - 抗生物質
 - 化学物質および加工助剤

B. 国際標準および HACCP 要件

カーギルは、SEM に対し、食品安全性プログラムの国際標準である Codex を順守するように要求します。<http://www.codexalimentarius.org> これには、以下の危害要因分析重要管理点（HACCP）の原則およびシステムが含まれます。

- ・ 人間および動物用の食品：[食品衛生の一般的原則 CAC/RCP 1-1969](#)
- ・ 動物用の食品の追加要件：[適正動物飼養実施規範 CAC/RCP 54-2004](#)
- ・ 化学物質および加工助剤の SEM は、[食品用化学物質 CODEX \(FCC\)](#) に定められた純度基準を満たさなければなりません。

C. 適正製造基準要件

カーギルは、SEM に対し、以下に対処するためのプログラムを導入することを要求します。

- ・ ISO/TS 22002-1:2009 - 食品の安全性に関する前提条件プログラム - 食品の製造 (パート 1)
- ・ ISO/TS 22002-4:2013 - 食品の安全性に関する前提条件プログラム - 食品包装の製造 (パート 4)
- ・ ISO/TS 22002-6:2016 - 食品の安全性に関する前提条件プログラム - 飼料および動物用食品の製造 (パート 6)



D. カーギルが特に定める要件

カーギルでは、上記のセクション A、B、および C の要件のほか、すべての SEM が満たさなければならない特定の追加要件をいくつか定めています。一部のカーギルセグメントは、そのセグメントの業界または顧客市場に特有の要件を要求する場合があります。

1. **動物福祉:** 主要な畜産に関わっている SEM は、配慮と敬意を持って動物を扱い、適用法令に従って責任を持って抗生物質を使用し、十分な栄養を与えなければなりません。SEM は、動物の取り扱いに関する体系的アプローチを定めるものとします。堅牢な体系的アプローチは、北米食肉協会が発行している「動物の取り扱いに関する推奨ガイドラインおよび監査ガイド」の最新版または国の同等のガイドラインへの文書化された準拠によって実証されます。プログラムには、経営コミットメント、雇用慣行、従業員トレーニング、定期的な監視、不備の文書化、および是正措置を盛り込むものとします。参考文献: <http://www.animalhandling.org/ht/d/sp/i/26752/pid/26752>

2. **仲介業者、卸業者、トレーダー、輸出業者:** 製品が SEM の一種である仲介業者、卸業者、トレーダー、または輸出業者 (B/D/T/E) を介して調達される場合も、本マニュアルの要件が適用されます。B/D/T/E は、カーギルが承認した製造場所からのみ製品を調達し、それらの場所が本マニュアルの要件に従っていることを確認する必要があります。B/D/T/E は、カーギルが承認した製造場所への製品の追跡可能性を維持していることを示し、製品の調達元を変更する場合にはカーギルの承認を得なければなりません。カーギルによって承認されていない生産場所からの製品の提供は禁止されています。
3. **規制への準拠の監視:** SEM が本マニュアルに記載されている要件を順守しているかどうかを評価するため、カーギルは SEM の施設の現地監査または現地査察を実施する権利を留保します。これには独立した第三者認定機関の利用も含まれます。SEM は、カーギルに販売される製品または原材料に関連する製造施設、文書、記録、およびサンプルへのアクセスを監査担当者に提供する必要があります。監査は、初回評価時と資格認定プロセス実施時か食品安全性の資格認定後随時、および SEM とカーギルとの関係が継続している間に行われる可能性があります。規制への準拠の監視で不満足な結果が得られ、当該 SEM が見つかった不適合に対する是正措置を怠った場合、カーギルは、当該 SEM が是正措置を実施するまでの間、当該 SEM からの購入を中断するか、当該 SEM との関係打ち切る権利を留保します。
4. **文書および記録:** SEM は、食品の安全性、品質、および規制への準拠に関する文書および記録を管理するプロセスを導入しなければなりません。SEM の評価の一環として、SEM は本マニュアルの要件を順守していることを立証する文書の提出を求められます。
5. **経済的動機による偽装[□]偽和食品:** SEM は、危害要因分析の一環として経済的動機による偽装[□]偽和食品を検討しなければなりません。経済的動機による粗悪化とは、製品の価格を上げるか、製造コストを減らして経済的利益を得ることを目的に、製品に不正かつ意図的に代用物または添加物を使用することと定義されます。SEM が経済的動機によって偽装[□]偽和食品された製品を製造すること、またはサプライチェーンでかかる原材料を使用することは禁止されています。
6. **緊急対応プログラム:** SEM は、高い確率で予期される緊急事態 (自然または人為的) に対応するための緊急対応プログラムを策定して実施するとともに、製品供給、食品安全性、および品質に対するリスクを軽減するための対策を用意しておかなければなりません。
7. **第三者機関による施設内の食品安全性の資格認定:** 人間用の食品の SEM は、[世界食品安全イニシアチブ \(GFSI\)](#) 基準の認定プログラムの認定を取得するか、認定に関する書面による合意をカーギルと取り交わさなければなりません。カーギルの動物用食品/飼料セグメント





- の場合、または SEM の業界が利用可能な GFSI 基準の資格認定プログラムの対象外である場合、SEM は要求される代替認定 (FAMI-QS、GMP+、EFISC、ISO 9001 など) を取得するか、認定に関する書面による合意をカーギルと取り交わさなければなりません。認定の取得後、認定が無効になった場合は、ただちにカーギルにその旨を通知しなければなりません。
8. **食物アレルギーコントロール:** 必要に応じて、食物アレルギーの偶発的な混入を管理および防止し、製品に含まれるアレルギーをラベルに適切に表示するシステムを導入しておかなければなりません。
 9. **食品/飼料安全性製品試験:** 人間用または動物用食品の用途に適さない生物的、化学的、または物理的有害要因に関して検査を実施している製品については、検査が完了し、製品が安全であると確認されるまで出荷してはなりません。
 10. **検査室安全基準:** カーギル向けに製造された製品または原材料の検査結果が信頼できることを確認するためのシステムを導入しておかなければなりません。これには、国際的に認められた検査方法、文書化された手順、訓練をうけて技量のそなわった検査員、および較正されきちんと保守点検されている機器の使用が含まれます。
 11. **内部監査プログラム:** SEM は、計画された間隔で施設の内部監査を実施し、食品の安全性、品質、および規制への準拠システムが要件に従っていること、および効果的に実行されていることを確認しなければなりません。実施した措置を記載した内部監査所見の完了を監視するシステムを導入しておかなければなりません。SEM は、内部監査プログラムに対する監査担当者の資格を文書化しておかなければなりません。
 12. **1浸出性/移行性:** カーギルに包装材料を提供する SEM は、該当する包装規則に準拠していることを証明できるものを提出できるようにしておかなければなりません。
 13. **変更の通知:** パフォーマンス、品質、食品安全性、規制への準拠に影響を与えることが合理的に予想される製造場所、製品仕様、製品の原材料、および/または製造プロセス手順の変更があった場合は、カーギルにその旨を通知し、承認を得なければなりません。カーギルは、変更を確認し、必要に応じて SEM および関連製品の使用の資格を再認定するための適切な措置を決定します。変更には次のようなものが含まれますが、これらに限定されません。合意された製品仕様、包装の材料または外観、製造プロセス、処方または組成、発酵の種類、実際の製造場所の変更など。
 14. **包装:** カーギルに販売される製品は、清潔で乾燥した容器、袋、ドラム缶、大量輸送機関などを利用して包装され、インクからの異物や化学物質の混入から保護されていなければなりません。包装は新品でなければなりません。ただし、清掃および消毒され、再利用されることが前提の大量輸送機関や手提げ袋は除きます。大量輸送機関や手提げ袋では、製品に混入する、または製品の使用適合性に影響する可能性がある「以前の積荷」を搬送してはなりません。包装は、伝達した要件に従って密封されていなければなりません。
 15. **製品防衛:** SEM は、人間用の食品/動物用の食品の供給プロセス (製造、保管、輸送) において意図的な混入を防止する対策を講じなければなりません。これは製品防衛または製品セキュリティと呼ばれることもあります。
 16. **製品仕様:** SEM は、製品が合意された仕様を満たしていることを確認するものとします。
 17. **製品の追跡可能性/製品の回収:** SEM は、最新の製品の追跡可能性および回収プログラムを文書化して保持するとともに、これらのプログラムが有効であることを常に確認できるようにしておかなければなりません。

18. **特別な認定:** カーギルの仕様がある特定の認定（有機栽培、規定食、非 GMO など）を要求する場合は、実際の製造場所が、カーギルが容認する認定機関によって認定されなければならない。認定が無効になった場合は、ただちにカーギルにその旨を通知しなければなりません。
19. **サプライヤー資格認定プログラム:** SEM は、下請けサプライヤーに対する食品安全性、規制への準拠、および品質管理プログラムに関する予防的措置を講じなければなりません。予防的措置は、SEM の調達プロセスに組み込まれていなければなりません。また、農家、サプライヤー、製造業者、納入業者、サービスプロバイダーおよび輸入業者と緊密に連携することも必要となります。すべての SEM は、下請けサプライヤーに対する適正な承認プログラムと検証プログラムを備え、それは本文書に記載された適正なプログラム、仕様、ポリシー、および手続きを最低限備えていなければなりません。
20. **ターミナル/トランスロード:** バルク材の移動または保管に使用する施設は、カーギルによって資格を認定されなければなりません。
21. **透明性:** SEM は、Cargill と連携するにあたって透明性の高いアプローチを採用しなければなりません。これには、関連するポリシーや手続きの開示が含まれます。SEM は、カーギル向けの製品を製造している実際の製造施設の場所を開示しなければなりません。また、地域のイベントや顧客の要求に対応するためにカーギルから要求された場合には、原材料の調達元も開示しなければなりません。
22. **倉庫および輸送手段:** SEM が契約している外部またはサードパーティーの倉庫または輸送手段は、当該 SEM の食品安全性管理システムの対象に含まれていなければなりません。

E. カーギルの一般的な推奨事項

以下に示すカーギルの一般的な推奨事項は、カーギル全体に及ぶ広範な要件ではありませんが、ビジネスセグメントによっては、使用前にこれらの推奨事項を完了しておかなければならない場合があります。これらの推奨事項は、近い将来要件になり、本マニュアルの将来の改訂版に含まれることに注意してください。

1. **品質システム:** SEM には、食品安全性管理システムに加えて、品質管理システム（QMS）を導入することを強く推奨します。FSMS および QMS は、多くの場合、真に最適なパフォーマンスを実現するために単一のシステムに統合されます。QMS の資格認定の良い例は [ISO 9001:2015](#) です。ISO 9000 シリーズは、顧客中心、リーダーシップ、人々のエンゲージメント、プロセスアプローチ、改善、根拠に基づく意思決定、および関係管理の 7 つの品質管理原則に基づいています。
2. **持続可能性:** カーギルは、当社の顧客にとって最も信頼できる、**持続可能な**製品およびサービスの提供元となることを目指しています。カーギルは、当社の世界的な存在感、市場に関する専門知識、およびサプライチェーン機能を基盤に、より持続可能で食品安全性の高い未来を築くことに取り組んでいます。当社の顧客と地域社会は、カーギルのソリューションが現在および将来世代にわたって世界の繁栄と地球保護に寄与することに信頼を置いています。当社の SEM は、本マニュアルの要件を満たすことで、責任を持って調達した持続可能な製品を提供できます。ただし、カーギルの考える持続可能性はこれにとどまりません。カーギルは、土地利用、気候変動、水資源、農家の生計、食品のセキュリティ、そして栄養の持続可能性にも重点を置いています。



II. FCC 準拠および/または技術等級の食品接触化学物質および加工助剤のサプライヤーに対する要件

カーギル指定の原材料を提供しているすべての化学物質 SEM は、セクション I の「原材料および食品接触包装のサプライヤー、食品等級の化学物質と加工助剤のサプライヤー、およびすべての製造委託先に対する要件」に記載されている要件を満たすものとします。本マニュアルのセクション II は、SEM が「FCC 準拠」または「技術等級」の原材料を提供する場合に適用されます。特定の食品接触化学物質または加工助剤についてカーギルが要求する原材料の分類に関して不明な点がある場合は、カーギルの担当者に連絡して要件を確認してください。

A. 法的小および規制上の要件

カーギルは、SEM に対し、独自の品質および規制への準拠プログラムを確立して、該当するすべての法的小および規制上の要件に完全に準拠すること、およびかかる規制への準拠の証拠となる文書を提示できるようにしておくことを要求します。各 SEM は各々の責任でその事業活動と製品に関わる製造国と、サービスおよび製品の提供される仕向地の双方の法的小および規制上の要件を確認し、内容を理解し、順守する必要があります。カーギルが SEM に管轄外の特定地域の法規に準拠してもらうことを必要とする場合、カーギルはそれらの追加要件を通知します。カーギルは、SEM に業界の指針/基準を順守するよう要求する場合があります。

これには、SEM の製品および施設が以下の項目に関する法的小および規制上の要件を満たすようにすることなどが含まれます。

- ・ 製品の登録
- ・ ラベル付け
- ・ 施設の操業許可
- ・ 不適切な物質（ダイオキシン、重金属など）
- ・ バイオテクノロジー（遺伝子組み換え、発酵プロセスなど）
- ・ ID の基準
- ・ 衛生、危害要因分析、適正製造基準
- ・ 製品の輸送
- ・ 以下の物質の使用：
 - 動物由来の原材料
 - 化学物質および加工助剤
 - 触媒

B. 国際標準

- FCC 準拠の製品を提供している化学物質および加工助剤の SEM は、食品用化学物質 CODEX (FCC) に定められた純度基準を満たさなければなりません。技術等級製品を提供する SEM は、合意された製品仕様を満たさなければなりません。

C. カーギルが特に定める要件

カーギルでは、上記のセクション A および B の要件のほか、すべての SEM が満たさなければならない特定の追加要件をいくつか定めています。一部のカーギルセグメントは、そのセグメントの業界または顧客市場に特有の要件を要求する場合があります。

1. **アレルギーコントロール:** 必要に応じて、食物アレルギーの偶発的な混入を管理および防止し、製品に含まれるアレルギーを適切に伝達するシステムを導入しておかなければなりません。
2. **仲介業者、卸業者、トレーダー、輸出業者:** 製品が SEM の一種である仲介業者、卸業者、トレーダー、または輸出業者 (B/D/T/E) を介して調達される場合も、本マニュアルの要件が適用されます。B/D/T/E は、カーギルが承認した製造場所からのみ製品を調達し、それらの場所が本マニュアルの要件に従っていることを確認する必要があります。B/D/T/E は、カーギルが承認した製造場所への製品の追跡可能性を維持していることを示し、製品の調達元を変更する場合にはカーギルの承認を得なければなりません。カーギルによって承認されていない生産場所からの製品の提供は禁止されています。
3. **規制への準拠の監視:** SEM が本マニュアルに記載されている要件を順守しているかどうかを評価するため、カーギルは SEM の施設の現地監査または現地査察を実施する権利を留保します。これには独立した第三者認定機関の利用も含まれます。SEM は、カーギルに販売される製品または原材料に関連する製造施設、文書、記録、およびサンプルへのアクセスを監査担当者に提供する必要があります。監査は、初回評価時と資格認定プロセス実施時か食品安全性の資格認定後随時、および SEM とカーギルとの関係が継続している間に行われる可能性があります。規制への準拠の監視で不満足な結果が得られ、当該 SEM が見つけた不適合に対する是正措置を怠った場合、カーギルは、当該 SEM が是正措置を実施するまでの

間、当該 SEM からの購入を中断するか、当該 SEM との関係を打ち切る権利を留保します。

4. **文書および記録:** SEM は、品質および規制への準拠（および該当する場合は食品の安全性）に関する文書および記録を管理するプロセスを導入しなければなりません。SEM の評価の一環として、SEM は本マニュアルの要件を順守していることを立証する文書の提出を求められます。
5. **経済的動機による偽装 \square 偽和食品:** SEM は、危害要因分析の一環として経済的動機による偽装 \square 偽和食品を検討しなければなりません。経済的動機による偽装 \square 偽和食品とは、製品の価格を上げるか、製造コストを減らして経済的利益を得ることを目的に、製品に不正かつ意図的に代用物または添加物を使用することと定義されます。SEM が経済的動機によって偽装 \square 偽和食品を製造すること、またはサプライチェーンでかかる原材料を使用することは禁止されています。

ければなりません。認定の取得後、認定が無効になった場合は、ただちにカーギルにその旨を通知しなければなりません。

8. **検査室安全基準:** カーギル向けに製造された製品または原材料の検査結果が信頼できることを確認するためのシステムを導入しておかなければなりません。これには、国際的に認められた検査方法、文書化された手順、訓練を受けて技量のそなわった検査員、および較正されきちんと保守点検されている機器の使用が含まれます。
9. **内部監査プログラム:** SEM は、計画された間隔で施設の内部監査を実施し、品質および規制への準拠システム（および該当する場合は食品安全性システム）が要件に従っていること、および効果的に実行されていることを確認しなければなりません。実施した措置を記載した内部監査所見の完了を監視するシステムを導入しておかなければなりません。SEM は、内部監査プログラムに対する監査担当者の資格を文書化しておかなければなりません。



6. **緊急プログラム:** SEM は、高確率で予期される緊急事態（自然または人為的）に対応するための緊急対応プログラムを策定して実施するとともに、製品供給、食品安全性（食品安全性システムが存在する場合）、および品質に対するリスクを軽減するための対策を用意しておかなければなりません。
7. **第三者機関による施設内の食品安全性または品質の認定:** カーギルは、SEM に対し、本マニュアルのセクション 1 で容認される認定スキームまたは ISO 9001: 品質管理システムに関する要件に対する認定を保持するか、認定に関する書面による合意をカーギルと取り交わさな

10. **1変更の通知:** SEM は、製品の製造プロセスまたは原材料（加工助剤を含む）の変更を計画し、かかる変更が SEM の仕様を満たす能力および/またはカーギルによって資格が認定された製品と同じ製品を提供する能力に悪影響を及ぼす場合には、事前にカーギルに通知して、書面による承認を得なければなりません。また、製造場所を変更する場合には、カーギルに知らせて承認を得なければなりません。カーギルは、変更を確認し、必要に応じて SEM および関連製品の使用の資格を再認定するための適切な措置を決定します。



11. **包装:** カーギルに販売される製品は、清潔で乾燥した容器、袋、ドラム缶、大量輸送機関などを利用して包装され、インクからの異物や化学物質の混入から保護されていなければなりません。包装は新品でなければなりません。ただし、清掃および消毒され、再利用されることが前提の大量輸送機関や手提げ袋は除きます。大量輸送機関や手提げ袋では、物質を混入させる可能性がある「以前の積荷」を搬送してはなりません。包装は、伝達した要件に従って密封されていなければなりません。
12. **製品防衛:** SEM は、製品の供給プロセス（製造、保管、輸送）において意図的な混入を防止する対策を講じなければなりません。これは製品防衛または製品セキュリティと呼ばれることもです。
13. **製品仕様:** SEM は、製品が合意された仕様を満たしていることを確認するものとします。
14. **製品検査:** 書面による同意がない限り、SEM は試験結果が出ていない製品を出荷してはなりません。
15. **製品の追跡可能性/製品の回収:** SEM は、最新の製品の追跡可能性および回収プログラムを文書化して保持するとともに、これらのプログラムが有効であることを常に確認できるようにしておかなければなりません。
16. **サプライヤー資格認定プログラム:** SEM は、下請けサプライヤーに対する規制への準拠および品質管理プログラムに関する適切な予防的措置を講じなければなりません。予防的措置は、SEM の調達プロセスに組み込まれていなければなりません。また、農家、サプライヤー、製造業者、納入業者、サービスプロバイダーおよび輸入業者と緊密に連携することも必要となります。すべての SEM は、下請けサプライヤーに対する適正な承認プログラムと検証プログラムを備え、それは本文書に記載された適正なプログラム、仕様、ポリシー、および手続きを最低限備えていなければなりません。
17. **ターミナル/トランスロード:** バルク材の移動または保管に使用する施設は、カーギルによって資格を認定されなければなりません。

18. **1透明性:** SEM は、Cargill と連携するにあたって透明性の高いアプローチを採用しなければなりません。これには、関連するポリシーや手続きの開示が含まれます。SEM は、カーギル向けの製品を製造している実際の製造施設の場所を開示しなければなりません。また、地域のイベントや顧客の要求に対応するためにカーギルから要求された場合には、原材料の調達元も開示しなければなりません。
19. **倉庫および輸送手段:** SEM が契約している外部またはサードパーティーの倉庫または輸送手段は、当該 SEM の食品安全性または品質管理システムの対象に含まれていなければなりません。

D. カーギルの一般的な推奨事項

以下に示すカーギルの一般的な推奨事項は、カーギル全体に及ぶ広範な要件ではありませんが、ビジネスセグメントによっては、使用前にこれらの推奨事項を完了しておかなければならない場合があります。これらの推奨事項は、近い将来要件になり、本マニュアルに記載されている要件の将来の改訂版に含められることに注意してください。

持続可能性: カーギルは、当社の顧客にとって最も信頼できる、[持続可能な](#)製品およびサービスの提供元となることを目指しています。カーギルは、当社の世界的な存在感、市場に関する専門知識、およびサプライチェーン機能を基盤に、より持続可能で食品安全性の高い未来を築くことに取り組んでいます。当社の顧客と地域社会は、カーギルのソリューションが現在および将来世代にわたって世界の繁栄と地球保護に寄与することに信頼を置いています。当社の SEM は、本マニュアルの要件を満たすことで、責任を持って調達した持続可能な製品を提供できます。ただし、カーギルの考える持続可能性はこれにとどまりません。カーギルは、土地利用、気候変動、水資源、農家の生計、食品のセキュリティ、そして栄養の持続可能性にも重点を置いています。



III. サプライヤーおよび製造委託先の評価および資格認定（すべての製品タイプに適用）

カーギルは、各 SEM をそのサプライチェーンの一部として評価し、資格認定します。この評価に際しては、調達した製品の危害要因を軽減するために実際の製造施設に導入されている完全な制御をカーギルが把握できるように、SEM ができる限り多くの情報を提供することが重要です。カーギルの SEM 資格認定および管理プロセスには、(A) 最初の情報および文書提出要請、監査、および/または検証、(B) 資格認定前の是正措置計画、(C) 食品安全性、品質、および規制への準拠の合意、(D) 最初の食品安全性および品質の資格認定ステータスの決定および通知、(E) 工場試験（必要な場合）の 5 つの基本要素が含まれます。

A. 最初の情報、文書提出要請、監査および/または検証

今後の取引が見込まれる各 SEM は、食品安全性、品質、および規制への準拠の面から評価を受けなければいけません。SEM がカーギルの要件を継続的に満たせることを確認するためにカーギルが使用する可能性がある方法として、アンケートの使用、要求した文書の確認、検査および調査、一般公開されている情報、政府データ、第三者機関の食品安全性認定、カーギルの現地監査、製品試験、仕様準拠能力の確認などがあります。

B. 資格認定前の是正措置計画

最初の監査および検証フェーズで SEM がカーギルの要件に適合できないことが判明した場合、SEM は是正措置計画（実施スケジュールを含む）を策定しなければなりません。カーギルは、最終的な資格認定ステータスを決定する前に、すべての是正措置計画を評価し、見つかった不適合を解決するのに妥当かどうかを判断します。資格認定の決定は、解決する必要があるすべての不適合について、合意された是正措置計画が実施されるまで行われません。不適合を実質的に解決できない場合、「不適格」ステータスが割り当てられる可能性があります。

C. 食品安全性、品質、および規制への準拠の合意

カーギルは、SEM に対し、すべてのカーギルおよび規制要件に従うことを要求します。合意は、「食品安全性、品質、および規制への準拠の合意書」に署名することによって示されます。この文書は、評価プロセスの最後に確認および署名のために提供されます。

D. SEM の最初の食品安全性および品質の資格認定ステータスの決定および通知

カーギルは、最初の監査および検証フェーズが完了し、必要に応じて是正措置計画を策定および/または実施した後、SEM の最初の食品安全性および品質の承認ステータスを決定して通知します。食品の安全性および品質ステータスは、SEM の製品/原材料/サービス、製品ライン、および/または工場ごとに割り当てられる場合もありますが、通常は実際の製造場所に割り当てられます。注意：この決定は、食品安全性および品質ステータスのみに関わるものです。SEM が現在または将来、実際にカーギルとビジネスを行えると保証するものではありません。カーギルの食品の安全性および品質ステータスの分類は、(i) 承認、(ii) 条件付き承認、(iii) 不承認、および (iv) 不適格です。カーギルが採用する SEM は、容認可能な食品安全性および/または品質ステータスを持つ SEM に限定されます。

カーギルの食品/飼料安全ステータスの分類の説明は次のとおりです。

承認: カーギルは、ステータスが「承認」の SEM を採用することがあります。SEM が「承認」ステータスになるには、署名済みの「食品安全性、品質、および規制への準拠の同意書」を提出していなければなりません。このステータスを維持するには、必要に応じて文書を更新するとともに、食品安全性、品質、およびサービスのパフォーマンス結果などの継続要件を満たさなければなりません。

条件付き承認: カーギルは、(i) 容認可能な是正措置計画が策定され、双方が合意した解決スケジュールに従って実施されていること、および/または (ii) 知覚リスクを軽減するための容認可能な計画が策定され、実施されていることを確認した上で、ステータスが「条件付き承認」の SEM を採用することがあります。策定された是正措置計画が正しく完了したことをカーギルが確認し、それに納得した時点で、当該 SEM は「承認」ステータスに移行する場合があります。

不承認: カーギルは、ステータスが「不承認」の SEM を採用しません。ステータスが「不承認」の SEM が「承認」ステータスになることを希望する場合は、当該 SEM が是正措置計画を策定して実施し、カーギルによる承認を受け、かつカーギルが、是正措置計画が正しく完了したこと、および当該 SEM がカーギルの要件に適合していることを確認する必要があります。是正措置計画が正しく完了したことを確認する際には、現地監査を実施する場合があります。

不適格: カーギルは、ステータスが「不適格」の SEM を採用しません。「不適格」のステータスは、SEM の食品安全性プログラムに重大な欠陥があることを示しています。「不適格」ステータスが割り当てられた SEM は、このステータスが割り当てられた日から少なくとも 1 年間はカーギル向け供給の再申請は認められません。再申請にあたってはカーギルの最も厳格な検証プロセスを受けする必要があります。之日起至少一年，不得重新申请成为嘉吉供应商。如果他们重新申请成为嘉吉供应商，须经过嘉吉最严格的验证过程。

E. 工場試験

SEM が工場試験を実施する必要がある場合、資格認定プロセスの段階でその旨を SEM に通知します。SEM が容認可能な食品安全性ステータスを割り当てられるまで、カーギルまたは SEM の施設での工場試験は実施されません。SEM の食品安全性ステータスは、工場試験の結果によって変更される場合もあれば、変更されない場合もあります。



IV. サプライヤーおよび製造委託先の継続的管理（すべての製品タイプに適用）

カーギルによる SEM の継続的管理には、(i) 定期的な監査および/または適合性の検証、(ii) 継続的な監視、(iii) トリガーとなるイベントの管理、(iv) 資格認定前の是正措置計画、および (v) 食品安全性および品質の資格認定ステータスの更新の 5 つの基本要素が含まれます。

A. パフォーマンスの監視

SEM プログラムの一環として、カーギルはさまざまな方法で SEM の現在のパフォーマンスを監視します。カーギルは監視に必要な文書やその他の数値情報を各 SEM に連絡します。必要となる文書は定期的に変更されます。文書の書類と必要となる数値情報一例を以下に示します。

- ・ 製品データ（例：タンパク質、脂肪、繊維質、灰分、MDF、水分、粒度）
- ・ 微生物試験の結果
- ・ 異物混入試験の結果
- ・ 主要パフォーマンス指標についての月次報告
- ・ 第三者機関による監査
- ・ 製品安全性データシート（SDS）
- ・ 苦情
- ・ 変更の管理記録
- ・ バッチ記録
- ・ プロセスコントロールチャート（目標/範囲）

B. トリガーとなるイベントの管理

「トリガーとなるイベント」とは、SEM の食品安全性ステータスまたは 1 つ以上の SEM のその他の管理項目の変更をもたらす可能性があるイベントまたは状況のことです。SEM の食品安全性ステータスまたはカーギルのその他の SEM 管理項目の変更は、有益に作用する場合と不利益に作用する場合があります。トリガーとなるイベントには以下のようなものが含まれますが、これらに限定されません。

- ・ 製品の撤収事故 - 例、リコール、店頭からの撤収
- ・ 度重なる仕様要件への不適合
- ・ SEM またはカーギルの工場、原材料、またはプロセスの変更

- ・ SEM またはカーギルによる仕様の変更
- ・ 業界/経済/報道で取り上げられた出来事 - 例、メラミン
- ・ 法規の変更または規則の施行
- ・ 業績評価指標の傾向
- ・ 監査結果

C. 食品安全性および品質の資格認定ステータスの更新

定期的な監査および/または検証、継続的な監視、またトリガーとなるイベントの調査の結果、SEM がカーギルの SEM 食品安全性および/または品質の要件を満たしていないことが判明した場合、カーギルは当該 SEM の承認ステータスを変更することができます。



